

参考資料

1 用語の説明

	用語	説明	掲載ページ
あ 行	アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に對して、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援すること。	46,55,70
	アクセシビリティ	製品やサービス、環境、情報が、すべての人にとってアクセスしやすく、利用可能な状態にすること。	46,48
	アセスメント	利用者に関する情報を収集や分析することで、本人のウェルビーイングを実現するために解決すべき課題を把握すること。	5,7,55,63,64
	生きる力	確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスが取れた力。	5,11,16,60,67,72,81
	いじめ	児童等に対し、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	7,51,62,64,65
か 行	NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization(非営利団体)の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。なお、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。	55,81,83
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。なお、キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程をいう。	8,64,65,86,88
	国民生活基礎調査	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること等を目的として、厚生労働省が統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施している。昭和61年を初年とし、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年には、小規模で簡易な調査を実施している。	1,2,3,19
さ 行	サテライト	不登校状態にあるこどもが学校以外で安心して学びや交流を行うための通所施設や拠点のこと。	7,64
	自己肯定感	自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を尊重できる感情などを意味する。	10,45,47,58,72

	用語	説明	掲載ページ
さ 行	自己有用感	自分が誰かの役に立っている、貢献している等と思える感情を意味する。	45,47,58
	児童虐待	保護者(親権者又は、親にかわって現に子を監護している者)がその監護する児童(18歳に満たない者)について行う次のような行為をいう。 身体的虐待:児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 性的虐待:児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること ネグレクト:心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置 心理的虐待:児童に著しい暴言や拒否的な対応をするなど、心理的外傷を与えるような行為	9,12,65,70, 90,91,92,93
	スクールカウンセラー	いじめや校内暴力、不登校や高校中退等の学校不適応など学校教育をめぐる様々な問題への対策として学校に配置している心理学の専門職。	7,17,40,41, 42,57,63,83
	スクールソーシャルワーカー	福祉的なアプローチで学校・家庭・地域などの環境に働きかけながら、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、問題の解決を図る社会福祉の専門職。	7,16,57,64, 83,86,94
	性・生教育	かけがえのない命、自らを大切にする心、相手を思いやる気持ち、よりよい人間関係の築き方、夢を実現する生き方等、主体的・対話的に学びを深められる教科等横断的な取組。	10,72,88
は 行	ソーシャルキャピタル	「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴であり、共通の目的に向かって協調行動を導くもの。信頼に裏打ちされた社会的なつながり、豊かな人間関係。	18,35,44
	ヒューマンキャピタル	教育によってもたらされるスキル・資質・知識のストックを表す個人の属性。	18,28,44
	プッシュ型	必要な支援や情報を受け手が求める前に、提供側から積極的に提供するアプローチのこと。	46,48,55
ま 行	不登校	年間30日以上欠席した者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、病気や経済的な理由による者を除いたもの。	7,8,15,16, 17,51,57,62, 65,66,71,86, 87,94
	メンタルフレンド	遊びや対話を通じて子どもの自主性や社会性の伸長を援助するため、子ども相談センターからひきこもり・不登校児童等の家庭に訪問する大学生等のボランティア。	66
や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。	68
	ユニバーサルデザイナクシー	すべての人が利用しやすいように設計されたタクシーのこと。	68

	用語	説明	掲載ページ
や 行	要保護児童対策地 域協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るにあたり、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくため、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会を各区に設置している。	12

2 こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第97号、平成27年4月1日施行、告示第136号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。)について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(令和5年6月13日条例第57条)

この条例は、公布の日から施行する。

3 こども・子育て支援会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 こども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会 委員名簿(敬称略)

役職	氏名	役職名
部会長	山野 則子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科 教授
部会長 代理	横山 美江	大阪公立大学大学院 看護学研究科 ヘルスプロモーションケア科学 教授
委員	遠藤 和佳子	関西福祉科学大学 社会福祉学部 福祉創造学科 教授
委員	加藤 博之	大阪成蹊大学 教育学部 教授 (教師教育研究所長)
委員	北 玲子	公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長
委員	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部 教授
委員	與口 修	一般社団法人 関西経済同友会 企画調査部長

4 大阪市こどもの貧困対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の趣旨を踏まえ、こどもの貧困の解消に向けた対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こどもの貧困対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長、統括本部員及び本部員で組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、こども青少年局が所管する事務を担任する副市長をもって充てる。

4 統括本部員は、こども青少年局こどもの貧困対策推進室長の職にある者をもって充てる。

5 本部員は、本部長が指名する区長、政策企画室長、市民局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、都市整備局長、教育長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 統括本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、調査、企画及び連絡調整の中心的役割を務める。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が隨時招集して行う。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事長及び副幹事長並びに幹事)

第5条 本部員を補佐させるため、本部に幹事長及び副幹事長並びに幹事を置く。

2 幹事長は、こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長の職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、教育委員会事務局教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長、こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、本部長が指名する職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事を招集し幹事会議を開催することができる。

6 幹事長は、幹事会議を主宰するとともに、必要があると認めるときは、幹事以外の者に会議への出席を求めることができます。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、こども青少年局において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月17日から施行し、令和6年9月25日から適用する。

大阪市こどもの貧困対策推進本部 構成員

本 部	本 部 長	市 長
	副本部長	副市長(こども青少年局担当)
	統括本部員	こども青少年局こどもの貧困対策推進室長
	本 部 員	区長会議こども・教育部会担当区長代表 区長会議福祉・健康部会担当区長代表 政策企画室長 市民局長 福祉局長 健康局長 こども青少年局長 都市整備局長 教育長
	幹 事 長	こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長 兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長
	副幹事長	教育委員会事務局教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長、 こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長
	幹 事	区長会議こども・教育部会担当区長代表区担当課長 区長会議福祉・健康部会担当区長代表区担当課長 政策企画室 企画部政策企画担当課長 市民局 ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課長 福祉局 総務部経理・企画課長 健康局 健康推進部健康施策課長 こども青少年局 企画部企画課長 こども青少年局 企画部こどもの貧困対策推進担当課長 都市整備局 企画部住宅政策課長 教育委員会事務局 総務部教育政策課長

5 パブリック・コメント手続の実施結果について

(1) 意見受付期間 令和6年12月27日(金)～令和7年1月27日(月)

(2) 意見提出方法 電子メール、送付、ファックス、持参

(3) 素案の公表方法 大阪市ホームページにおいて公表したほか、次の場所において素案を配付

- ・こども青少年局企画部企画課(大阪市役所本庁舎2階)
- ・市民情報プラザ(大阪市役所本庁舎1階南側)
- ・各区役所区民情報コーナー
- ・大阪市サービスカウンター(梅田、難波、天王寺)

(4) 集計結果

・受付件数: 5件 　・意見件数: 6件

(内訳)

・受付方法別

電子メール	送付	ファックス	持参
3	0	2	0

・居住別

大阪市内	大阪市外	不明
4	0	1

・男女別

男性	女性	不明
2	2	1

・年代別

～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明
0	0	0	2	2	0	0	0	1

(5) 意見内容の分類及び件数

項目	件数
第2章 計画の基本的な考え方	6
2 重視する視点	1
制度周知に関すること	1
3 施策体系	4
施策4 つながり・見守りの仕組みの充実	4
こどもの居場所に関すること	4
4 計画の目標と指標	1
目標の設定に関すること	1

6 図表目次

図番号	図名称	掲載ページ
1-1	相対的貧困率の推移(子どもの貧困率)	2
1-2	相対的貧困率の推移(子どもがいる現役世帯の貧困率)	2
2-1	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	20
2-2	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験(5歳児のいる世帯)	20
3-1	困窮度別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	21
3-2	困窮度別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験(5歳児のいる世帯)	21
4-1	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)	21
4-2	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)	21
5-1	困窮度別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)	22
5-2	困窮度別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)	22
6	母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、世帯における経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	22
7	母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	22
8-1	世帯構成別に見た収入の状況(小5・中2のいる世帯)	23
8-2	世帯構成別に見た収入の状況(5歳児のいる世帯)	23
9-1	世帯構成別に見た家計の状況(小5・中2のいる世帯)	24
9-2	世帯構成別に見た家計の状況(5歳児のいる世帯)	24
10-1	世帯構成別に見た困窮度(小5・中2のいる世帯)	24
10-2	世帯構成別に見た困窮度(5歳児のいる世帯)	24
11-1	世帯構成別に見た就労状況(小5・中2のいる世帯)	24
11-2	世帯構成別に見た就労状況(5歳児のいる世帯)	24
12-1	就労状況別に見た家計状況(小5・中2のいる世帯)	24
12-2	就労状況別に見た家計状況(5歳児のいる世帯)	24
13-1	初めて親となった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	25
13-2	初めて親となった年齢別に見た、困窮度(5歳児のいる世帯)(母親が回答者)	25
14-1	初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	25
14-2	初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴(5歳児のいる世帯)(母親が回答者)	25
15-1	母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	26
15-2	ふたり親世帯における初めて親になった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	26
16	困窮度別に見た、就学援助の受給状況(小5・中2のいる世帯)	27
17	困窮度別に見た、就学援助を利用しなかった理由(小5・中2のいる世帯)	27
18	母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、就学援助を利用しなかった理由(小5・中2のいる世帯)	27
19-1	困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)	27
19-2	困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)	27

図番号	図名称	掲載ページ
20-1	困窮度別に見た、児童扶養手当を利用しなかった理由(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)	27
20-2	困窮度別に見た、児童扶養手当を利用しなかった理由(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)	27
21-1	困窮度別に見た、養育費受領状況(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)	28
21-2	困窮度別に見た、養育費受領状況(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)	28
22-1	困窮度別に見た、朝食の頻度(小5・中2のいる世帯)	28
22-2	困窮度別に見た、朝食の頻度(5歳児のいる世帯)	28
23	困窮度別に見た、遅刻の状況(小5・中2のいる世帯)	28
24	困窮度別に見た、関わり方の状況(5歳児のいる世帯)	29
25	世帯構成別に見た、関わり方の状況(5歳児のいる世帯)	29
26-1	困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	30
26-2	困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)	30
26-3	困窮度別に見た、自分の体の状態で気になること(小5・中2のいる世帯・こども回答)	31
26-4	困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること 不安な気持ちになる(小5・中2のいる世帯・こども回答)	31
26-5	困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること まわりが気になる(小5・中2のいる世帯・こども回答)	31
26-6	困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること やる気が起きない(小5・中2のいる世帯・こども回答)	31
27-1	世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	32
27-2	世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)	32
28-1	困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	33
28-2	困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	33
29-1	困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	33
29-2	困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	33
30-1	困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	33
30-2	困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	33
31-1	困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	33
31-2	困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	33
32	困窮度別に見た、授業以外の勉強時間(小5・中2のいる世帯)	34
33	困窮度別に見た、授業以外の読書時間(小5・中2のいる世帯)	34
34	困窮度別に見た、学習理解度(小5・中2のいる世帯)	34
35	困窮度別に見た、親がこどもに希望する進学先(小5・中2のいる世帯)	35
36	困窮度別に見た、こどもが希望する進学先(小5・中2のいる世帯)	35
37	困窮度別に見た、保護者とこどもの関わり(こどもに対する将来への期待)(小5・中2のいる世帯)	35
38-1	困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人(小5のいる世帯)	36
38-2	困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人(中2のいる世帯)	36
39-1	困窮度別に見た、放課後に過ごす場所(小5のいる世帯)	36
39-2	困窮度別に見た、放課後に過ごす場所(中2のいる世帯)	36

図番号	図名称	掲載ページ
40-1	困窮度別に見た、学習塾等に通う割合(小5のいる世帯)	37
40-2	困窮度別に見た、学習塾等に通う割合(中2のいる世帯)	37
41-1	困窮度別に見た、習い事・塾代助成事業の利用状況(小5のいる世帯)	37
41-2	困窮度別に見た、習い事・塾代助成事業の利用状況(中2のいる世帯)	37
42	習い事・塾代助成カードを持っているが利用しない理由(小5・中2のいる世帯)	38
43	こども食堂などの利用状況(小5・中2のいる世帯)	38
44	困窮度別に見た、こども食堂などの利用状況(小5・中2のいる世帯)	38
45	こども食堂などを利用したことがない理由(小5・中2のいる世帯)	38
46-1	保護者が身近にあるといいと思うもの(小5・中2のいる世帯)	39
46-2	困窮度別に見た、保護者が身近にあるといいと思うもの(小5・中2のいる世帯)	39
47-1	困窮度別に見た、悩んでいること(小5のいる世帯・こども回答)	39
47-2	困窮度別に見た、悩んでいること(中2のいる世帯・こども回答)	39
48-1	困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先(小5・中2のいる世帯)	40
48-2	困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先(5歳児のいる世帯)	40
49-1	世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先(小5・中2のいる世帯)	41
49-2	世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先(5歳児のいる世帯)	41
50	困窮度別に見た、こどもが困ったときの相談先(小5・中2のいる世帯・こども回答)	42
51	困窮度別に見た、こどもが世話をしている家族の有無(小5・中2のいる世帯・こども回答)	42
52	こどもが世話をしている家族の有無別に見た、こどもの居場所の利用状況(小5・中2のいる世帯・こども回答)	43